企業向け社会貢献活動推進プログラムハンドブック

社会福祉法人　八王子市社会福祉協議会　市民力支援課
八王子市横山町11-2　金子ビル4階　八王子市ボランティアセンター内
TEL:042-648-5776　FAX:042-648-6332

目次

1.社会貢献活動を検討されているご担当者様へ
2.プログラム紹介
（1）多様な人が暮らしていることを知る（福祉体験学習）
（2）場所の提供
（3）使用済み切手を集める
（4）八王子市内福祉施設でボランティア活動を行う
（5）寄付
（6）チャリティー自動販売機の設置
3.八王子市社会福祉協議会について

1.社会貢献活動を検討されているご担当者様へ

八王子市社会福祉協議会では、ボランティア活動や住民主体の地域福祉を推進させていくことを目的として日々事業を行っております。
地域には多様な人々が生活しており、その多様な人々の中には企業で働いている皆様も含まれています。
近年、社会貢献活動（CSR)へ取り組まれる企業も増えてきています。
企業が地域社会の一員として地域と繋がり、社会貢献活動を行うことで
企業の信頼性の構築、企業価値や組織力の向上につながります。
八王子市社会福祉協議会（以下、社協）では、ボランティア活動や
地域福祉と関わるきっかけをつくるプログラムを提案いたします。

2.プログラム紹介

(1)多様な人が暮らしていることを知る(福祉体験学習)

地域には、高齢者や障がいを持つ方が生活をしています。高齢者疑似体験や車いす体験、当事者の講話など、まずは「知る」ことから始めてみませんか？

(2)場所の提供

八王子市内の障がい者施設などで製作している製品の販売場所を提供していただき、地域や福祉施設との繋がりを持つきっかけを作ります。

(3)使用済み切手を集める

集めていただいた切手は、社協で換金して地域福祉推進事業の財源として活用します。

(4)八王子市内福祉施設でボランティア活動を行う

3～5人1組で、実際に施設で活動を行います。

(5)寄付

現金、物品などの寄付を受付ています。現金の場合は税制上の控除を受けられる場合があります。

(6)チャリティー自動販売機の設置

自動販売機を設置していただき、その収益金を障害者福祉団体や、社協福祉事業の資金として活用します。

（1）多様な人が暮らしていることを知る（福祉体験学習）

①高齢者疑似体験・・・装具を着用し、高齢者の身体の状態を体験すると共に、少子高齢化についてお話しをします。

②アイマスク体験・・・アイマスクを着用し歩くことにより、視覚障害者の日常の一部を体験できます。

③車いす体験・・・車いすの使用方法、車いす利用者の気持ちを体験できます。

④障害当事者講話・・・盲導犬との生活講話、電動車いすでの生活について当事者よりお話しを聴くことができます。

開始までの流れ

相談　→　企業の実施目的に合わせて学習の内容を検討　→　実施

＊詳しくは、別紙「福祉体験学習実施ハンドブック」をご確認ください。

（2）場所の提供

企業の社員食堂や人が集まるスペースをお貸しいただき、八王子市内の障がい者施設などで製作した製品の販売を行い、販路拡大に貢献していただきます。地域や福祉施設との繋がりを持つきっかけを提供させていただきます。

期間等：イベントとして、1回～定期的に実施するなど、企業と施設の希望に合わせて調整させていただきます。

その他：クッキー、パンや手作り作品など素敵な製品がたくさんあります。

開始までの流れ

相談　→　実施場所の視察　→　実施施設の検討・相談

→　企業と実施施設顔合わせ　→　実施

（3）使用済み切手を集める

企業に届く郵便物に貼られている使用済み切手捨てていませんか？

写真のように、消印の日付と地名が判別出来るように切り取っていただく

ことにより、社協の行う地域福祉推進事業に活用することができます。

集めていただいた切手は、社協窓口まで持参もしくは郵送でお送りください。

(4)八王子市内福祉施設でボランティア活動を行う

八王子市内の福祉施設で、ボランティア活動を行いませんか？普段関わることが少ない人達と交流することにより、新たな交流や発見を得ることができます。

人数：3～5人でグループを作り、グループごとに活動を行っていただきます。

活動内容：福祉施設内のお掃除、施設利用者との交流など。また、時期によっては福祉施設のイベントのお手伝いもあります。

実施までの流れ

相談→実施施設の検討→実施時期・人数の検討→

グループを作成する→実施

（5）寄付

企業が使用してもらいたい目的に合わせて社協では寄付を受け付けており、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、社協への寄付があります。金額の多少は問いません。年間を通じて受付しておりますので、皆様のお気持ちをお寄せください。また、車いす等の物品の寄付も受け付けています。

なお、寄付金には所得税・住民税や法人税に税制上の優遇措置が適用されます。

赤い羽根共同募金
→主に福祉施設
（障害・保育園）など
へ助成金を交付

歳末たすけあい募金
→主に八王子市内で支
えあい活動をしている
団体へ助成金を交付

社協会員会費・
一般寄付
→地域住民のために
様々な事業に活用される

（6）チャリティー自動販売機の設置

地域福祉推進の一環として、社会貢献型飲料自販機を市内に設置しています。売上の一部が社協の収入となり障害者団体への助成や、障害者団体の実施する大規模行事の充実に活用させていただいています。社協では気軽に地域福祉に参加できる身近な社会貢献のツールとして設置を進めています。

〇社会貢献型自動販売機

設置者：社協（自動販売機の設置における事務や契約は社協が行います。）

社協と自動販売機業者で手数料率の取り決めをし、販売手数料は社協の収入となります。

電気代は企業に立て替えていただきますが、年度末に自販機にかかった電気代を社協からお支払いさせていただきます。

設置手数料として、社協から企業に販売本数×10円を年度末にお支払いします。（任意）

販売手数料ー設置手数料＝「社協の地域福祉活動の財源」となります。

〇チャリティー自動販売機

設置者：企業（設置場所、販売手数料等、自動販売機の設置における事務や契約は企業と自動販売機業者間で行います。）

販売手数料の中から一部を社協にご寄付いただきます。（自動販売機業者が社協に支払）

年度末に企業あてに社協から寄付領収書を発行します。

＊詳しくは、別紙「社会貢献型自動販売機」をご確認ください。

3.八王子市社会福祉協議会について

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

社会福祉法に基づき、すべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っています。

八王子市社会福祉協議会の沿革

○大正15年　八王子市社会事業協会創立
・保育園3園の経営
・八王子盲学校の設立に寄与

○昭和36年　八王子市社会福祉協議会に改称

○昭和42年　社会福祉法人化

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを「地域ぐるみ」でつくっていくことです。

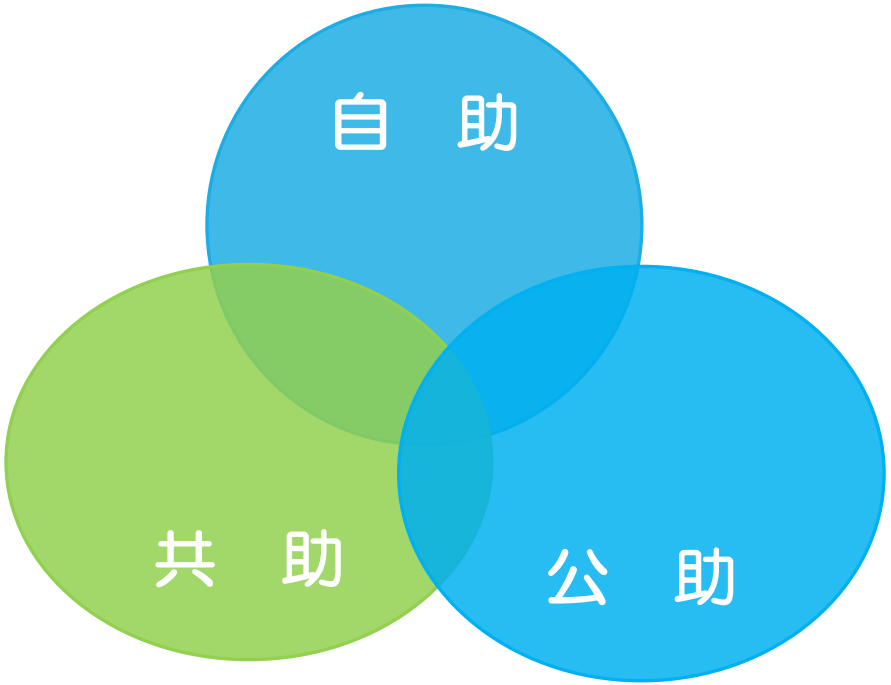

〇自助：個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
〇共助：地域社会における相互扶助（隣近所や友人とお互いに助け合う）や民間非営利団体やボランティア、住民活動などによる支えあい（「地域ぐるみ」での福祉活動による支えあい）
〇公助：公的な制度としての福祉・保健・医療その他関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできない基幹的サービス）

社会福祉協議会の地域福祉推進の流れ

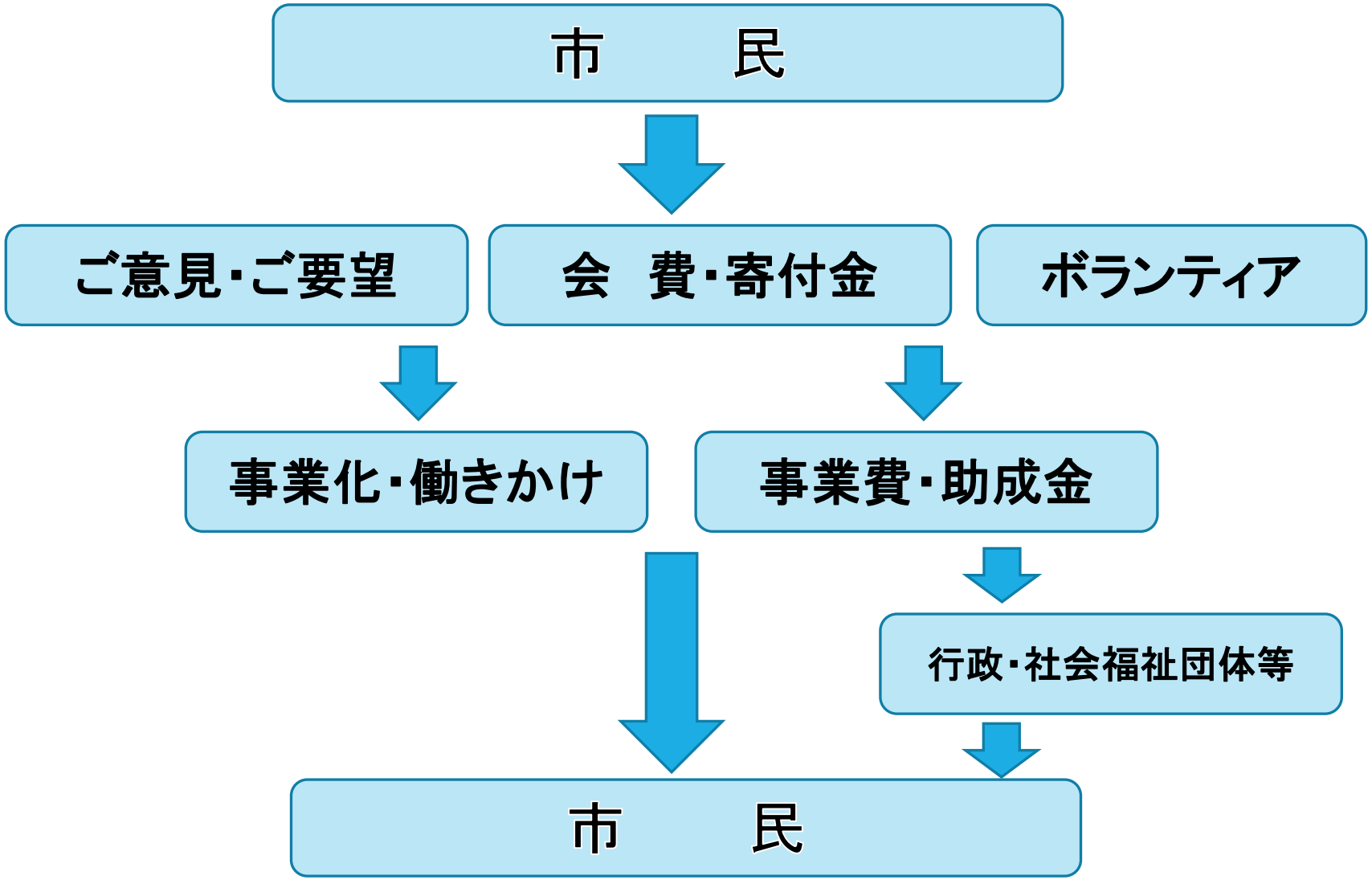

高齢者のために

＊ひとりぐらし高齢者の訪問調査

＊ひとりぐらし高齢者福祉事業

・昼食交流会の実施

＊恩方老人憩の家の管理・運営（指定管理者）

＊長房ふれあい館の管理・運営（指定管理者）

＊むかし若ものふれあい作品展の開催（八王子市高齢者活動コーディネートセンターと共催）

＊生活支援体制整備事業（市委託事業）

ひとり親家庭のために

＊要援護世帯で中学生までの子どもをもつ、ひとり親家庭を高尾山に招待

児童のために

＊八王子市立学童保育所の管理・運営（指定管理者）

＊放課後子ども教室の管理・運営（市委託事業）

＊児童養護施設等に入所している児童をプールに招待

障がいのある方のために

＊手話通訳・要約筆記協力者の派遣（市委託事業）
＊ふれあい運動会への協力・援助
＊福祉まつりへの協力・援助
＊社会福祉施設等趣味の手作り作品展（展示販売）への協力・援助
＊歳末たすけあい募金を障がい者施設・団体へ配分
＊各種関係団体の行う事業を援助
＊心身障がい者通所施設の施設整備に対する補助

ボランティア活動の推進

＊ボランティアセンター及び南大沢分室の管理・運営
＊ボランティア活動に関する相談
＊ボランティアの育成
＊ボランティア活動への支援
＊ボランティア交流会開催
＊ボランティア広報誌「ボランティアセンターだより」の発行
＊災害ボランティアセンター事業
＊ふれあい・いきいきサロン活動の支援
（高齢者、子育て中のお母さん等対象）

お困りごとのあるとき

＊有償家事援助サービス（うぃずサービス）の実施

高齢者、障がい者、産前産後や病気などでお困りの方々が住みなれた地域で自立した生活が送れるように、地域の方々のご協力を得て、有料でサービスを行います。（登録制）

＊成年後見制度の利用相談（市委託事業）

成年後見制度の利用相談や、必要に応じ弁護士や司法書士による無料の専門相談を行っています。

＊福祉サービス利用援助・金銭管理・書類等預りサービスの実施（都社協委託事業）

在宅で生活する認知症などの高齢者、知的・精神障がいの方などに福祉サービスの利用手続きや生活費の管理などを有料で支援します。

＊在宅要支援要介護の方に、上記事業同様のサービスを実施（市委託事業）

＊生活福祉資金の貸付実施（都社協委託事業）

低所得世帯等に対し、世帯の生活の安定と経済的自立に向けた資金の貸付を行っている。（貸付条件審査あり）

＊受験生チャレンジ支援貸付実施（市委託事業）

低所得世帯に対し、子どもの学習塾・受験費用の貸付を行っている。（貸付条件審査あり）

＊住居確保給付金支給実施（市委託事業）

離職者に対し、住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っている。（条件審査あり）

その他の福祉サービス

＜募金運動＞
＊赤い羽根共同募金
＊歳末たすけあい募金
＊歳末たすけあいバザーの実施
＜広報事業＞
＊社協だより　年4回発行予定
＊ホームページ　URL https://www.8-shakyo.or.jp/
＊車いすや高齢者疑似体験などの出前講座
＜その他＞
＊第3次いきいきプラン八王子（八王子市地域福祉推進計画）の推進
「あなたもわたしも主役－つながりあい、ささえあうまち　はちおうじ」を実現するために地域の皆さまと協働しながら令和6年度までの中期計画を進めていきます。
＊「地域福祉推進拠点」石川・川口・浅川・大和田・由井・由木・由木東・台町・恩方の設置運営
＊生活支援体制整備事業（市委託事業）
＊浅川地区社会福祉協議会への支援
＊車椅子の無料貸し出し
＊地域住民協議会が実施する福祉的な事業や行事への助成
＊無縁仏の供養
＊東日本大震災等被災地支援活動